

委員会提出議案第 12 号

小中学校の給食費無償化実現への補助を求める意見書

地方自治法第 109 条第 6 項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 20 日

岩倉市議会議長 関 戸 郁 文 様

提出者 厚生・文教常任委員会

委員長 片 岡 健 一 郎

小中学校の給食費無償化実現への補助を求める意見書

小中学校等で提供されている学校給食は、児童生徒の健康の保持増進に資するとともに、学校における食育の推進や日常生活における食事について正しい理解を深める上で、重要な役割を果たすものである。

学校給食の取り扱いについて、平成29年度に実施された国の調査によれば、全国の1,740の自治体のうち無償化又は一部補助を実施しているのは506自治体で、そのうち小中学校とも無償化を実施しているのは76自治体にとどまっていた。

児童生徒の健康増進等に学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、学校給食は、本来、自治体の方針に左右されず無償化されるべきものであり、物価高騰が家計に深刻な影響を与える中、子育て世代の負担軽減の観点からも、給食費の無償化を求める声が高まっている。

国は令和5年6月に公表した「こども未来戦略方針」において、児童生徒間の公平性や給食費の水準など無償化の検討に当たって考慮すべき観点を踏まえつつ、給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題を調査することとした。

令和6年6月12日、文部科学省は547の自治体が学校給食の無償化を実施していることを公表した。学校給食無償化を求める声の高まりにより、全国ベースで実施が進められている。

よって、岩倉市議会は、子育て世代の学校給食費の経済的負担を減らし、安心して子育てできるよう、国において、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食が、財政支援により、すべての市町村で無償化が実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）